

まちづくりの推進方策

1. 市民と行政の新たな関係づくり
2. 効率的な行財政運営
3. 広域の交流と連携

向陽小4年 妹尾 康平さん



まちづくりの推進方策

1. 市民と行政の新たな関係づくり

1-1. 市民主役のまちづくり

● 現況と課題

社会経済環境が大きく変化し、地方分権が進むなかで、多様化、高度化する市民ニーズを的確に把握するため、市民の声等の広聴活動の充実を図るとともに、広報紙や市のホームページ等を通じた行政情報の提供に努めてきました。また、行政の公平性と透明性を確保し、市民と行政との信頼関係を高めるとともに、行政の説明責任を果たしていくため、情報公開制度や個人情報保護制度等を整備することにより、行政情報を積極的に公開し、提供できる環境を整えてきました。

市民主役のまちを実現していくためには、市民、NPO（注）、事業者等と行政がそれぞれ役割分担をして、対等な立場から力を合わせて協働しながらまちづくりに取り組む、市民参画型行政システムの構築が必要です。そのためには、市民のまちづくりへの関心や市政への参画意欲をさらに高める必要があり、市の政策や市民生活に関する情報などを適切に公開、提供し、共有化を図ることが欠かせません。また、「自分たちのまちは自分たちで作り、住みよくする」という認識を持ち、パブリックコメント制度（注）の活用など市民のまちづくりへの参画の機会の拡大に努め、市民の声をより積極的に市政に反映し、市民主役のまちづくりを推進していかなければなりません。

基本方針

行政の説明責任の明確化、情報公開の総合的推進、広報活動の充実などを図り、市民と情報を共有化できる環境づくりに努めます。また、まちづくりの主役である市民の意見を聴き、まちづくりに反映するとともに、市民の創意と活力を最大限に生かし、市民主体のまちづくりを促進します。

基本的施策

市民主役のまちづくり

情報公開の推進と個人情報の保護

広聴広報の充実

共創・協働のまちづくりの推進



施策の方向

1. 情報公開の推進と個人情報の保護

行政の透明性の確保に向け、情報公開制度の充実と適正な運用に努めるとともに、公開請求の受付や公開方法の多様化を図るため、情報通信機器等を活用した新たな手法について研究します。

また、情報公開制度の充実とあわせて、個人情報保護対策の一層の強化を図ります。

市民参画を促進するため、市政に関する情報提供に努めるとともに、委員会、審議会等の公開をさらに進めます。

2. 広聴広報の充実

広報紙やテレビ、ラジオ、インターネット等の情報媒体を活用し、政策や行政サービス情報などをわかりやすく、迅速かつ的確に提供するとともに、観光、イベント、市民活動など津山市の魅力を積極的に情報発信します。

多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民の声が市政に反映できるよう、市政懇談会やアンケート、インターネットを活用し、政策に反映するためのしくみづくりを進めます。

また、重要な政策の決定にあたっては、行政情報を積極的に市民に提供し意見集約に努めるなど、市民がまちづくりに参画できる機会を拡充します。

3. 共創・協働のまちづくりの推進

市民のまちづくりへの意欲や自主的な活動を生かすため、政策形成や計画策定への参画機会の拡大を図るとともに、協働のまちづくりを進めます。

また、まちづくりに対する市民意識の高揚を図り、共創・協働のための手法やしくみづくりに取り組むとともに、地域のまちづくり団体の育成支援や市民による自発的なまちづくり活動の促進に努めます。

そして、多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、市民参加による活動資源の確保に努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○広聴広報事業 意識調査と情報提供			

まちづくりの推進方策

1-2. 市民活動の促進

● 現況と課題

個人の価値観の多様化や社会環境の変化等を背景に、ボランティア活動への意識や関心が高まっており、その活動は、福祉分野をはじめ、まちづくりや国際交流、環境、防災など多岐にわたって広がりを見せています。

さらに、ボランティア団体などの非営利活動団体に法人格を付与し、その活動を促進するため、平成10年に特定非営利活動促進法が制定されるなど社会的環境が整備されてきました。

本市では、平成14年に県下ではじめての市民活動センターが開設され、市民活動が行政や民間では及ばない領域で、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されています。また、市民活動の活性化を図り、共創と協働によるまちづくりを進めるため、平成16年に「津山市市民活動促進指針」を策定し、市民活動を促進するための基本的な考え方や方向性を示しました。

ボランティア団体やNPOなどがその特性を発揮し、行政との協働により、地域社会を支えることが重要であり、多様な主体との連携とさまざまな分野における活発な市民活動の展開が求められています。

今後、幅広い分野へのボランティア活動を促進するために、学校教育や生涯学習等、あらゆる機会を捉えて、地域への愛着心、ボランティア精神、NPO活動への意識の高揚を図るとともに、いつでもだれでもボランティアやNPO活動に取り組むことができるよう、市民活動に関する情報提供や交流のしくみの充実が課題となっています。

また、市民一人ひとりのボランティア活動に対する考え方を尊重したうえで、より市民の主体性を生かした地域社会の実現に向けて、生涯学習やまちづくりへの参画活動を支援していく必要があります。

基本方針

市民がさまざまな分野におけるボランティア活動に参加できるよう、意識の高揚や人材の育成、活動の場の確保などを進め、地域社会全体で支えていくしくみの整備に取り組みます。

また、市民、NPO、事業者等と行政が役割分担をして、共創と協働のまちづくりを進めます。



基本的施策

市民活動の促進

市民活動の普及・啓発

市民活動への支援

施策の方向

1. 市民活動の普及・啓発

市民活動への参加や支援が円滑に行われるよう各種講座やセミナー等を通じて、ボランティアやNPO活動の情報や機会の提供に努めるなど、ボランティア精神の普及、啓発を推進します。

企業や団体に対してもボランティア意識の高揚やボランティア休暇制度の普及、啓発に努めるなど、市民活動に参加しやすい環境を整えます。

2. 市民活動への支援

ボランティアやNPO活動を活発化し、その円滑な運営を支援するため、市民活動に関する情報を積極的に収集、発信するとともに、シンポジウム、研修会の開催など学習機会の充実に努め、市民意識の高揚や人材育成などを図ります。

市民活動に関するさまざまなニーズに対応するため、相談機能やコーディネート機能の強化を図ります。また、ボランティア活動等を行っている市民や団体、グループ等に対しては、活動の場の確保や情報の提供など活動しやすい環境づくりを進め、相互の連携や市民、事業者、行政等との交流の機会を充実するなど、幅広いネットワークづくりの支援に努めます。

さまざまな施策や事業推進にあたって、市民活動団体やボランティアの積極的な参画を促進し、市民、NPO、事業者等との共創と協働によるまちづくりに取り組みます。コンソーシアム津山（注）をはじめとする学生のボランティア活動を支援し、連携協力して地域社会へ貢献することができ環境を整えます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○市民活動支援事業 ボランティア、NPO活動の支援			

まちづくりの推進方策

1-3. コミュニティ活動の促進

● 現況と課題

都市化の進展、核家族化の進行、生活様式の多様化等により、地域社会が本来備えていた市民の連帯意識やつながりが希薄になっています。快適で住みよい地域社会を築いていくためには、人と人とが信頼し合い、助け合う連帯意識が大切です。コミュニティ活動を通じて、市民自らが主体的に地域の課題解決に取り組むことが必要であり、その重要性が一層高まっています。

経済的な豊かさや余暇時間の増加を背景として、精神的な潤いを重視し、ボランティア活動等の社会貢献を通じて喜びや生きがいを感じる場をコミュニティに求める市民が増えており、地域社会における人と人との支え合いと心のふれあいを基調とするコミュニティ活動の充実が求められています。

今後は、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を進めるとともに、町内会などの自治組織と福祉、防災、スポーツ等の分野別に活動しているボランティア団体等との相互連携を深め、地域コミュニティの機能をより一層高めていくことが必要です。

基本方針

地域の自治組織と分野別に活動しているボランティア団体等との相互連携を深め、コミュニティ活動がより一層活性化されるようコミュニティ組織の育成を図ります。また、活動の拠点となるコミュニティ施設の整備に努めます。

基本的施策

コミュニティ活動の促進

コミュニティ意識の高揚

コミュニティ活動の支援

コミュニティ施設の整備



施策の方向

1. コミュニティ意識の高揚

町内会等を中心とするコミュニティ活動の意義について、広く市民の理解を深め、より多くの市民の参加が得られるように啓発に努めます。

地域のなかの共通した問題を、地域住民みんなで力を合わせて解決するため、相互扶助や地域連帯の気運の醸成を図ります。

2. コミュニティ活動の支援

快適で住みよい地域社会を築くため、市民が創り上げていく自主的なコミュニティ活動を促進します。

特色あるまちづくり活動や地域課題の解決に取り組む先進的なコミュニティ組織に支援を行うとともに、組織のネットワーク化や活動の自立性向上を図り、コミュニティ組織の強化と育成に努めます。

3. コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンター「あいあい」など、既存施設の機能充実を図ります。

コミュニティの場として、学校施設の開放など身近な公共施設の有効活用を図り、市民の多様な活動とその能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。町内会活動や地域住民の交流の場である公会堂等の町内会集会施設の整備を支援します。

主 な 事 業・概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○支所庁舎改修事業 支所庁舎空きスペースの活用			
○町内会集会施設の整備 町内会集会施設整備補助			

まちづくりの推進方策

2. 効率的な行財政運営

2-1. 行財政の健全化

● 現況と課題

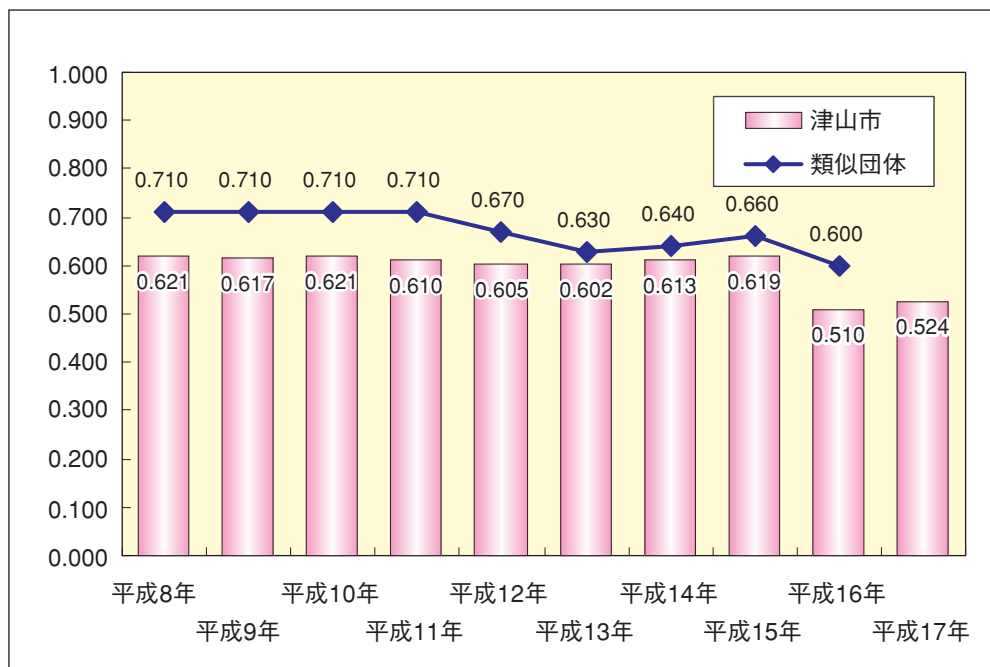
地方分権型社会は、地方に自らの負担と責任において施策の選択・決定を迫る一方で、三位一体改革は地方の歳入、歳出の仕組みを大きく変化させつつあります。

長引く景気の低迷は脱しつつあるものの、本市への波及にはまだ至っておらず、税収の伸び悩みと過去の負債により、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

社会経済状況の変化に伴い、ますます増大する行政需要に対応し、持続可能な地域社会を構築するためには、これまで以上に強力に行財政改革を推進し、財政の健全性の確保、限られた財源の効果的、重点的な配分に努める必要があります。

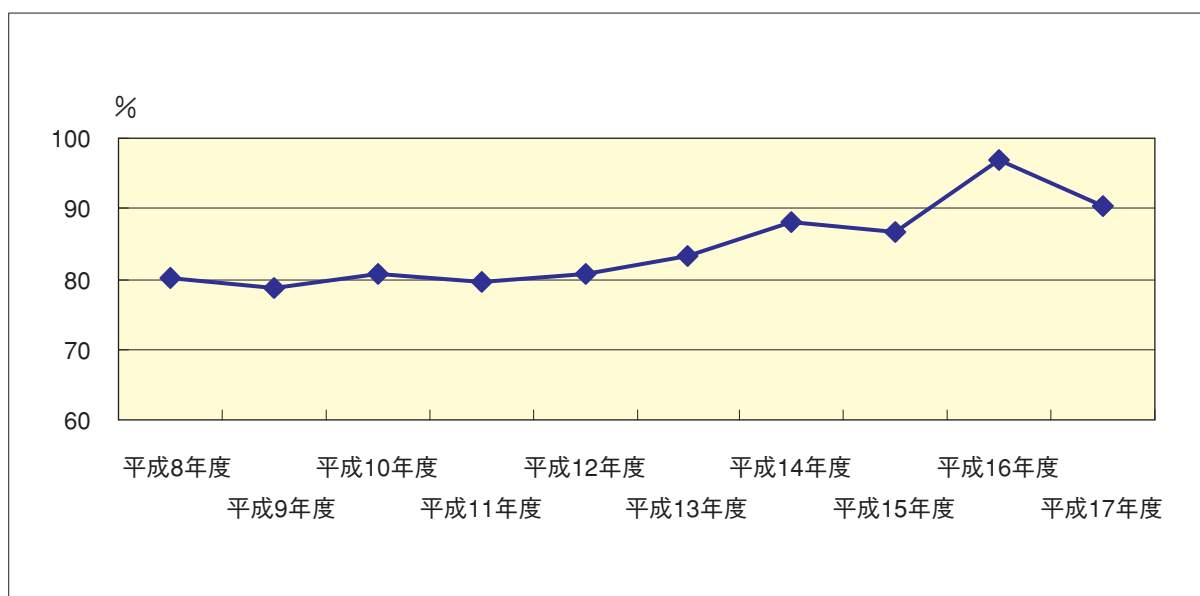
また、土地開発公社など市が出資する法人の一部では、事業推進のための過大な借入金などにより経営状況が悪化しており、健全化が求められています。

■ 津山市財政力指数の推移





■ 津山市経常収支比率の推移



基本方針

行財政改革を推進し、効率的な行政運営と市民ニーズに即した質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、行財政の健全性の確保を図ります。

基本的施策

行財政の健全化

行財政改革等の推進

財政の健全性の確保

出資法人の経営健全化

施策の方向

1. 行財政改革等の推進

行政の役割の重点化を図り、多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応できる効果的、効率的な行政運営をめざして、市民的視点で行財政改革に取り組みます。その推進にあたっては、施設の統廃合、PFI（注）や指定管理者制度（注）の活用、職員数の適正化などにより行政のスリム化を図ります。

また、事業評価制度の充実、活用を図り、成果志向型の政策選択による財源の重点的、効率的な配分に努めます。

2. 財政の健全性の確保

財政基盤の強化を図るため、税収等自主財源の安定確保と受益者負担の適正化に努めるとともに、財政収支の改善に向けて、中長期的な視点に立った計画的な財政運営をめざします。特に、適正な規模の市債の発行や基金の活用など財源の年度間調整機能の充実に努めるとともに、新たな財源確保の手法について調査研究を進めます。

3. 出資法人の経営健全化

市が出資する法人については、統廃合も視野にいれて組織、体制、事業などの見直しを行うとともに、必要に応じて経営健全化に向けた取り組みを支援します。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成 18 年度 ～ 20 年度	中 期 平成 21 年度 ～ 23 年度	後 期 平成 24 年度 ～ 27 年度
○第 5 次総合計画策定事業 総合計画の策定			
○行政評価事業 事業評価制度の活用による事業 の効果的な推進			
○行財政改革推進事業 総合的で効率的な行財政運営の推進			
○土地家屋異動把握事業 航空写真による土地家屋異動状 況の把握等			



2-2. 組織の活性化

● 現況と課題

地方分権の推進により、国と地方との関係は「上下・主従」から「対等・協力」へと転換し、市町村には、これまでの国・県への依存体質から脱却し、独自性を発揮しながら、地域の実情や市民のニーズを的確に反映させた行政運営が求められています。

市民とともに考え、市民とともに行動する組織づくりをめざすためには、職員の資質向上とその能力を活かし、かつ、迅速で的確な意思決定ができる組織機構の確立が急務です。

基本方針

多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、職員資質の向上を図るとともに、活力ある機能的な組織づくりを進めます。

基本的施策

組織の活性化

職員の能力開発

機能的な組織の形成

施策の方向

1. 職員の能力開発

地方分権が進むなか、「自己決定」「自己責任」の原則のもとに個性あふれる施策の展開と質の高い行政サービスの提供をめざし、職員の政策形成能力や創造力、法務能力の付与など資質の向上を図るとともに、さらなる「自己啓発」「相互啓発」を促す職場風土の醸成に努めます。

また、幅広い視野と長期的な視点に立った施策の実践的な研修の場として、県、民間も含めた研修機関への派遣研修も実施するなど、新しい発想とコスト意識、経営感覚を持った人材を育成します。

2. 機能的な組織の形成

新たな課題や多様な行政ニーズに即応した施策を機動的に展開できるよう、簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

また、重要な課題等に重点的、横断的に対処できるよう、政策立案、総合調整機能の充実・強化を図るとともに、プロジェクトチームの設置など弾力的な組織管理に努めます。

まちづくりの推進方策

2-3. 総合的な情報化の推進

● 現況と課題

情報通信技術の飛躍的な革新を背景に、インターネット技術を活用した住民情報システムへの移行による関係業務間の連携性の向上、市役所内部情報システムの高度利用による情報共有化推進、市民への情報提供手段としてのホームページ運用など行政事務のさまざまな部門で情報システムの活用を図り、行政効率の向上と市民サービスの充実に取り組んできました。

ユビキタス社会（注）への対応のため地域情報通信ネットワークの整備を進めていますが、加茂・阿波地域をはじめとする未整備地域の解消が課題となっています。

情報システムの活用が進む反面、個人情報などの情報資産を守るため適切なセキュリティ対策を講じることが必要です。

基本方針

ユビキタス社会への対応のため、情報通信基盤の整備を進めます。行政情報のセキュリティ対策に万全を尽くします。

基本的施策

総合的な情報化の推進

情報通信環境の整備

地域情報化の推進



施策の方向

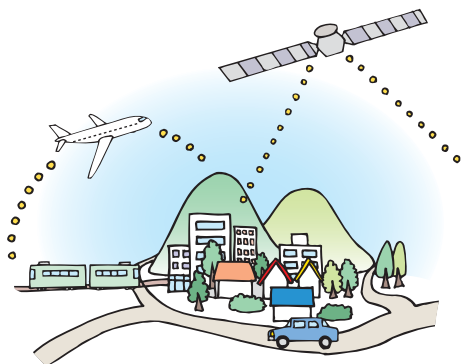
1. 情報通信環境の整備

電子市役所の実現に向けて、電子申請・電子決裁システムの拡張、防災情報への地理情報システムの高度利用等に取り組み、アクセシビリティ（注）の向上に努めます。情報管理体制の徹底を図り、個人情報の保護とセキュリティ対策に万全を尽くします。

2. 地域情報化の推進

ユビキタス社会への対応や、災害時の緊急放送などの行政情報の提供も視野に入れて、加茂・阿波地域などの高速情報通信環境の整備に取り組みます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○地域情報通信施設整備事業 高速情報通信環境の整備			



まちづくりの推進方策

3. 広域の交流と連携

3-1. 広域連携の推進

● 現況と課題

広域行政については、津山広域事務組合の設立をはじめとして、津山圏域消防組合、津山圏域衛生処理組合などの一部事務組合により広域行政の推進を図ってきましたが、ごみ処理等新たな課題に対し、現在の枠組みを超えたより広域的な対応が求められています。

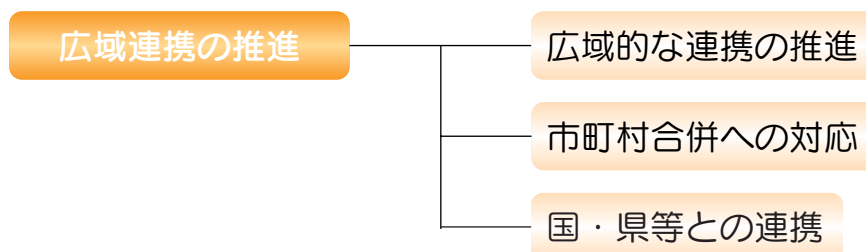
人口減少・超高齢社会に対応した行財政基盤の強化のため、市町村の再編も視野に入れた取り組みが必要です。

また、地方分権時代の新たな行政課題に対応したまちづくりを円滑に推進していくためには、国・県と連携していくことも必要です。

基本方針

県北中心都市としてリーダーシップを発揮し、時代の変化に即応した適切かつ効率的な広域連携体制づくりに努めます。

基本的施策





施策の方向

1. 広域的な連携の推進

周辺市町村との連携をさらに進め、相互の役割分担を明確にしながら、県北の一体的な発展を図ります。また、ごみ処理などの新たな課題に取り組みます。

2. 市町村合併への対応

新たな市町村合併の可能性もあり、県北地域中心都市としての役割を果たしていきます。

3. 国・県等との連携

国・県など関係機関との連携や、各種団体との協力により、市民ニーズが国や県などの計画や施策へ反映されるよう努めます。

主 な 事 業 ・ 概 要	実 施 時 期		
	前 期 平成18年度 ～20年度	中 期 平成21年度 ～23年度	後 期 平成24年度 ～27年度
○新ごみ処理施設建設事業（再掲） 焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等の建設、運営			
○合併推進事業 市町村合併への対応			

